

「寄附の手続き（寄附方法）」

以下のいずれかの方法で行ってください。

■ 金融機関での振込み

1. 「寄附申込書」を、企画運営課・企画運営係に提出してください。
2. 八尾市立病院より寄附納入案内書を送付いたします。
3. 寄附振込み案内書に基づき、金融機関にて入金してください。手数料はご負担いただきますようお願いいたします。

■ 病院窓口

1. 「寄附申込書」にご記入後、市立病院2階総合案内（担当：企画運営課・企画運営係）へお持ちください。
2. 当日、入金手続きをいたします。

■ 現金書留

1. 「寄附申込書」を、企画運営課・企画運営係に提出してください。
2. 八尾市立病院より納入案内書を送付いたします。
3. 現金書留による納付をしてください。郵送料金等をご負担いただきますようお願いいたします。

受領書等について

- ・ 本病院への入金確認後、受領証明書を送付いたします。受領証明書は確定申告に必要となりますので、保管しておいてください。
- ・ 寄附した翌年に、上記の受領証明書を添えてお住まいの税務署に確定申告をされるか、またはお住まいの地域の市役所の個人住民税担当課に申告してください。所得税の還付や住民税の税額控除が受けられます。
- ・ 参考 [国税庁のホームページ](http://www.nta.go.jp)（※外部サイトへ移動します）

[（http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1150.htm）](http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1150.htm)

※法人からの地方自治体に対する寄附金は、法人税法の規定に基づき、寄附金を支出した事業年度で、全額損金算入されます。